

業務及び財産の状況に関する説明書

【2018年12月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて、公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

MC P アセット・マネジメント株式会社

<目次>

I. 当社の概況及び組織に関する事項	1
1. 商号	1
2. 登録年月日（登録番号）	1
3. 会社の沿革及び組織図	1
4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合	3
5. 役員 の氏名又は名称	3
6. 政令で定める使用人の氏名	3
7. 業務の種別	4
8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	4
9. 他にしている事業の種類	5
10. 苦情処理及び紛争解決の体制	5
11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	5
12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号	6
13. 加入する投資者保護基金の名称	6
14. 金融商品取引業に関する内閣府令第 7 条第 3 号イ及び第 4 号から第 9 号までに掲げる事項	6
II. 業務の状況に関する事項	7
1. 当期の業務の概要	7
2. 業務の状況を示す指標	8
III. 財産の状況に関する事項	11
1. 経理の状況	11
2. 借入金の主要な借入先及び借入金額	17
3. 保有する有価証券の取得価額、時価及び評価損益	17
4. デリバティブ取引の契約価額、時価及び評価損益	17
5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無	17
IV. 管理の状況	18
1. 内部管理の状況の概要	18
2. 分別管理の状況	20
V. 連結子会社等の状況に関する事項	21

I. 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

MCP アセット・マネジメント株式会社 (MCP Asset Management (Japan), Inc.)

2. 登録年月日 (登録番号)

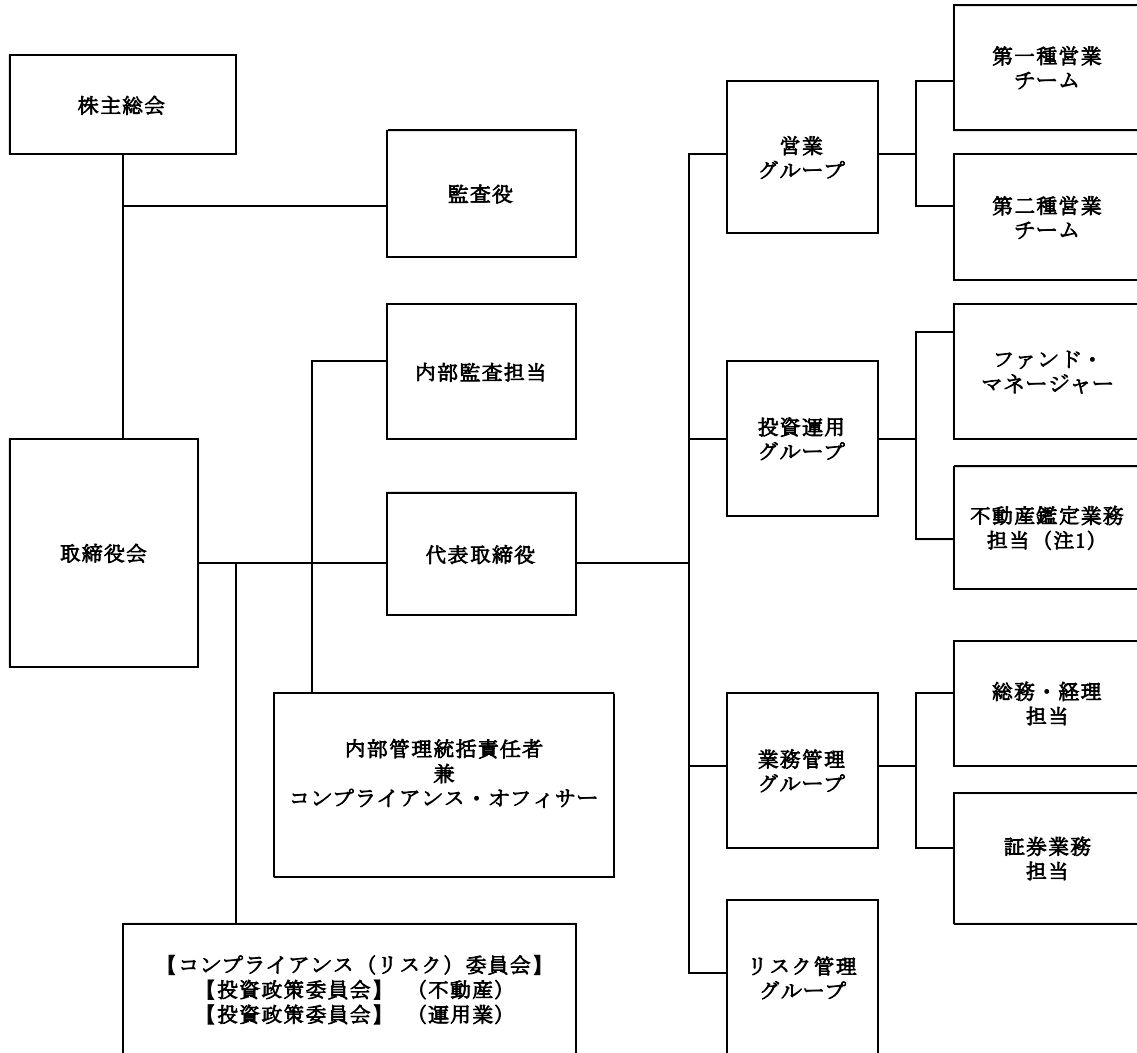
2007年9月30日 (関東財務局長 (金商) 第490号)

3. 会社の沿革及び組織図

(1) 会社の沿革

年 月	沿 革
2006年 8月	アイ・キャピタル・インベストメント (株) 設立 (資本金2千万円)
2006年12月	投資顧問業者 (助言・代理業) 登録
2007年 9月	アイ・キャピタル・インベストメント・アドバイザーズ (株) に商号変更
2007年 9月	増資 (資本金2億円)
2007年 9月	金融商品取引業者 (投資助言・代理業) みなし登録
2007年10月	宅地建物取引業 登録
2007年11月	総合不動産投資顧問業 登録
2008年 7月	投資運用業、第二種金融商品取引業 登録
2009年11月	不動産鑑定業者 登録
2011年 3月	増資 (資本金2億5千万円)
2011年10月	インターキャピタル投資顧問 (株) に商号変更
2012年 2月	増資 (資本金3億円)
2012年12月	増資 (資本金3億5千万円)
2013年12月	増資 (資本金4億1千万円)
2014年 1月	MCP 投資顧問 (株) に商号変更
2014年 3月	減資 (資本金5千万円)
2014年12月	増資 (資本金7千万円)
2015年 5月	第一種金融商品取引業 登録
2015年 7月	MCP アセット・マネジメント証券株式会社を吸収合併 MCP アセット・マネジメント (株) に商号変更
2018年 8月	不動産鑑定業 廃業

(2) 組織図



(注1) 不動産鑑定業は、2018年8月1日で廃業しました。

4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数	割合
1. MCP Holdings Limited	66,000 株	100.0%
計 1 名	66,000 株	100.0%

5. 役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	たまき しげる 玉木 滋	有	常 勤
常務取締役 コンプライアンス・オフィサー 内部統括管理責任者	いがらし たつと 五十嵐 龍人	無	常 勤
取 締 役 内部監査担当	いづくら のぼる 岩倉 襄	無	常 勤
取 締 役	はぎ やすはる 秋 康春	無	非常勤
監 査 役	たなか てつや 田中 徹也	無	非常勤

6. 政令で定める使用人の氏名

- (1) 金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
いがらし たつと 五十嵐 龍人	常務取締役 コンプライアンス・オフィサー

- (2) 投資助言業務（金融商品取引法（以下「法」という。）第 28 条第 6 項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資運用業（同条第 4 項に規定する投資運用業をいう。）に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者（金融商品の価値等（法第 2 条第 8 項第 11 号ロに規定する金融商品の価値等をいう。）の分析に基づく投資判断を行う者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
いしかわ まさつぐ 石川 正嗣	投資運用部長
まつもと つとむ 松本 勤	投資運用グループ ファンドマネージャー

7. 業務の種別

1 金融商品取引業

- ・ 第一種金融商品取引業（法第 2 条第 8 項第 1 号から第 3 号、第 9 号、第 16 号及び第 17 号に掲げる行為）
- ・ 投資運用業（法第 2 条第 8 項第 12 号ロに掲げる契約に係る同号に掲げる行為及び業府令第 7 条第 7 号に規定する不動産関連特定投資運用業）
- ・ 第二種金融商品取引業（法第 2 条第 8 項第 1 号、第 2 号及び第 9 号に掲げる行為並びに業府令第 7 条第 6 号に規定する不動産信託受益権等売買等業務）
- ・ 投資助言・代理業（法第 2 条第 8 項第 11 号に掲げる行為及び第 13 号に掲げる行為）

2 当社が取り扱う有価証券の種類

- ・ 金融商品取引法第 2 条第 1 項各号に掲げる有価証券

8. 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 8-1 KDDI ビル 18 階

9. 他に行っている事業の種類

- ・総合不動産投資顧問業
- ・宅地建物取引業
- ・不動産鑑定業（2018年8月1日で廃業）

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

- (1) 第一種金融商品取引業：金融商品取引法第37条の7第1号イの規定に基づき、金融庁から指定紛争の解決機関として指定を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせんセンター（FINMAC=Financial Instruments Mediation Assistance Center（以下、「FINMAC」という。））との間で第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講じています。
- (2) 第二種金融商品取引業：金融商品取引法第37条の7第1項第2号ロに規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、一般社団法人第二種金融商品取引業協会（FINMACに業務委託）を利用する措置を講じています。
- (3) 投資助言・代理業：金融商品取引法第37条の7第1項第3号ロに規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、一般社団法人日本投資顧問業協会（FINMACに業務委託）を利用する措置を講じています。
- (4) 投資運用業：金融商品取引法第37条の7第1項第4号ロに規定する苦情処理措置及び紛争解決措置として、一般社団法人日本投資顧問業協会（FINMACに業務委託）を利用する措置を講じています。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

(加入する金融商品取引業協会)

- ・日本証券業協会
- ・一般社団法人日本投資顧問業協会
- ・一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関)

- ・特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当事項なし

13. 加入する投資者保護基金の名称

日本投資者保護基金

14. 金融商品取引業に関する内閣府令第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項

- ・ 有価証券関連業
- ・ 不動産信託受益権等売買等業務
- ・ 不動産関連特定投資運用業

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

当社は2015年7月1日を以て、同じMCPグループ傘下のMCPアセット・マネジメント証券の吸収合併及び商号変更をしており、MCPアセット・マネジメント株式会社として第一種金融商品取引業を含むフルラインでの営業活動も3年目となりました。

この合併により金融機関・年金基金・事業法人など多岐にわたる投資家に対し、投資運用業・第一種金融商品取引業・第二種金融商品取引業の一体での運営・MCPグループ商品をワンストップで提供できるなどグループ内でのシナジー効果を発揮しつつあります。

市場環境として、足元では過去数年と比較すると相対的に悪化しつつあるが、逆に投資家がリターンやインカムを求めているため、MCPグループが提供できる絶対収益やインカム収益を生み出す商品への需要が高まっています。一方で過去数年の間、株式市場が好調な故に伝統的な株式運用等で十分な利益を出せていたため方針転換に時間が掛かっている顧客も多く、期末扱い資産残高(AUM)は前期の563億円から当期は673億円と約2割の増加となりました。内訳として媒介では前期が506億円に対して当期は625億円、投資一任(有価証券)では前期が44億円に対して当期が34億円、投資一任(不動産関連)では前期が14億円で当期が14億円となっています。

媒介については流動性の高い商品のため残高増は前期の揺り戻しと考えられますが、投資一任に関しては残高を減らすこととなりました。投資一任(有価証券)は提供した商品の入替などに伴う減少が、また投資一任(不動産)に関しては今期において案件の承認は得たものの信託設定および利益計上は翌期に持ち越されたためアセットを積み増すことが出来ず、これらを原因としてAUMの減少につながりました。

不動産鑑定に関しては2018年8月1日付で廃業したため、前期比▲36.58%の減収となりました。

ただし、顧客も従来からの金融機関などに加えて、年金資産で千億円単位を有する企業年金基金と新規に投資一任契約を締結するなど顧客属性の多様化が図られつつあること、また総合型の厚生年金基金の解散から広域型の企業年金に転じる場合もあり、そういった顧客からのマニフェスト取得も今期に既に行っており(利益計上は翌期)、不動産に関しても新規の案件のパイプラインが豊富なことなどから、当社の今後の成長見通しは楽観視できないものの、比較的明るいものと考えられます。

販管費に関しては12月より出向者を1名受け入れたものの前期とほぼ変わらず、その他収益が、

MCP グループの営業活動の更なる活性化・シナジー最大化を企図した MCP Asset Management Company Limited との業務委託契約改訂により、前年度 34 百万円から 123 百万円に増加したことを主因として、経常損益・当期純損益ともに黒字化しており、当社の財務基盤の安定化が図られています。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	2016 年 12 月期	2017 年 12 月期	2018 年 12 月期
資本金	70	70	70
発行済株式総数	66,000 株	66,000 株	66,000 株
営業収益	259	156	235
(受入手数料)	92	96	92
((委託手数料))	-	-	-
((引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料))	-	-	-
((募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い手数料))	-	-	-
((その他の受入手数料))	92	96	92
(トレーディング損益)	-	-	-
((株券等))	-	-	-
((債券等))	-	-	-
((その他))	-	-	-
その他の営業収益	167	60	142
純営業損益	69	▲43	38
経常損益	69	▲43	38
当期純損益	68	▲43	38

(2) 業務の状況

① 株券の売買高の推移

該当事項なし

② 有価証券の売買の媒介等の状況

(単位：千株、百万円)

		2016年12月期 媒介等	2017年12月期 媒介等	2018年12月期 媒介等
株 券	-	-	-	-
	-	-	-	-
債 券	-	-	-	-
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	-	-	-	-
受 益 証 券		423,701	282,267	327,773
そ の 他		-	-	-
計		423,701	282,267	327,773

(3) その他業務の状況

(単位：百万円)

区 分	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
総合不動産投資顧問業	-	-	-
宅地建物取引業	-	-	-
不動産鑑定業	9	14	8

注) 不動産鑑定業は2018年8月1日で廃業しました。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：%、百万円)

	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
自己資本規制比率 (A/B×100)	710.7	630.9	500.3
固定化されていない 自己資本 (A)	412	369	408
リスク相当額 (B)	58	58	81
市場リスク相当額	0	0	0
取引先リスク相当額	9	9	31
基礎的リスク相当額	48	48	49

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
使用人	7	7	7
(うち外務員)	1	1	2

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2017年12月期 (2017年12月31日)	2018年12月期 (2018年12月31日)
[現金・預金]		
現金	-	-
普通預金	342	302
預託金	1	1
現金・預金合計	343	303
[信用取引資産]		
信用取引資産合計	-	-
[トレーディング商品]		
有価証券合計	-	-
[その他証券勘定]		
その他証券勘定合計	-	-
[他流動資産]		
立替金	-	-
前払費用	3	3
未収収益	39	126
未収入金	0	-
未収還付消費税	6	3
仮払金	-	-
仮払消費税	-	-
仮払税金	0	0
他流動資産合計	49	133
流動資産合計	393	437
[有形固定資産]		
附属設備	-	-
機械装置	-	-
工具器具備品	0	0
減価累計額	0	0
書画骨董	0	0
有形固定資産計	0	0
[無形固定資産]		
ソフトウェア	-	-
無形固定資産計	-	-
[投資その他の資産]		
投資有価証券	0	0
出資金	1	1
敷金	-	-
長期差入保証金	10	10
長期前払費用	1	0
投資その他の資産合計	13	12
固定資産合計	13	13
[繰延資産]		

科 目	2017年12月期 (2017年12月31日)	2018年12月期 (2018年12月31日)
繰延資産合計	-	-
資産合計	406	450
[その他証券勘定]		
その他証券勘定合計	-	-
[他流動負債]		
未払金	1	1
未払費用	3	3
未払法人税等	0	0
預り金	-	-
前受収益	-	-
仮受消費税	-	-
未払消費税	-	-
その他預り金	1	2
賞与引当金	4	4
他流動負債合計	11	12
流動負債合計	11	12
[固定負債]		
退職給付引当金	8	12
固定負債合計	8	12
負債合計	20	25
[資本金]		
資本金	70	70
資本金合計	70	70
[新株式申込証拠金]		
新株式申込証拠金合計	-	-
[資本剰余金]		
資本準備金合計	10	10
その他資本剰余金合計	154	154
資本剰余金合計	164	164
[利益剰余金]		
利益準備金合計	-	-
任意積立金合計	-	-
繰越利益	196	152
当期純損益金額	▲43	38
繰越利益剰余金合計	152	190
その他利益剰余金合計	152	190
利益剰余金合計	152	190
[自己株式]		
自己株式合計	-	-
[自己株式申込証拠金]		
自己株式申込証拠金合計	-	-
株主資本合計	386	425
[評価・換算差額等]		
評価・換算差額等合計	-	-
[新株予約権]		
新株予約権合計	-	-
純資産合計	386	425
負債・純資産合計	406	450

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2017年12月期 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	2018年12月期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
[営業収益]		
募集・売り出しの手数料	-	-
その他の受入手数料	96	92
運用受託報酬	11	10
不動産鑑定報酬	14	8
その他収益	34	123
営業収益合計	156	235
金融費用	-	-
純営業収益	156	235
[販売管理費]		
取引関係費	24	27
人件費	135	128
不動産関係費	33	33
事務費	0	0
減価償却費	0	0
租税公課	0	0
その他	6	7
販売管理費計	200	196
営業損益	▲43	38
営業外収益	0	0
営業外費用	0	0
経常損益金額	▲43	38
特別利益	-	-
特別損失	-	-
税引前当期純損益金額	▲43	38
法人税・住民税及び事業税	0	0
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	0	0
当期純損益金額	▲43	38

(3) 株主資本等変動計算書

2017年12月期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	
当期首残高	70	10	154	164	196	430
当期変動額						
新株の発行						
当期純損失					▲43	▲43
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	▲43	▲43
当期末残高	70	10	154	164	152	386

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	0	0	430
当期変動額			
新株の発行			
当期純損失			▲43
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	▲43
当期末残高	0	0	386

2018年12月期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	
当期首残高	70	10	154	164	152	386
当期変動額						
新株の発行						
当期純利益					38	38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	38	38
当期末残高	70	10	154	164	190	425

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	0	0	386
当期変動額			
新株の発行			
当期純利益			38
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	38
当期末残高	0	0	425

「注記事項」

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産： 定率法

なお、主な資産の耐用年数は、次のとおりです。

器具および備品： 6年

(2) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金： 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。
- ・退職給付引当金： 従業員の退職給付に備えるため、退職金支給規定に基づき当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

(3) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に転移すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ・繰延資産の処理方法： 株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
- ・消費税等の会計処理： 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済み株式の種類および数

- ・普通株式： 66,000株

3. その他の注記

(1) 貸借対照表の注記

- ・有形固定資産の減価償却累計額
器具・備品： 121,068円

(2) 損益計算書の注記

- ・1株当たりの当期純利益： 584円29銭

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当事項なし。

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

（単位：百万円）

	2017年12月期			2018年12月期		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
1. 流動資産	-	-	-	-	-	-
(1) 株券	-	-	-	-	-	-
(2) 債券	-	-	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-	-	-
2. 固定資産	0	0	0	0	0	0
(1) 株券	-	-	-	-	-	-
その他固定資産 投資有価証券	-	-	-	0	0	0
(2) 債券	-	-	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-	-	-
合 計	0	0	0	0	0	0

(注) トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

該当事項なし。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社は、「Ⅲ. 財産の状況に関する事項」に掲げた貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変

動計算書について、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に準じて、栗野公認会計士事務所の監査（任意）を受けております。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

(1) 内部管理体制

当社における内部管理については組織規定に定めのある通り、内部管理統括責任者において業務を統括し、部門ごとの業務分掌によるチャイニーズウォールを構築しております。

【コンプライアンス体制】

取締役会の統括の下、コンプライアンス規程に則りコンプライアンス・オフィサーが中心となり、全体的にコンプライアンス体制の整備、充実を図る体制をとっております。コンプライアンスの組織は以下の通りです。

- ・コンプライアンス委員会（原則として毎月 1 回開催）
- ・内部管理統括責任者／コンプライアンス・オフィサー
- ・利益相反管理者、内部管理責任者

【内部監査体制】

当社は、業務活動が実際に法令諸規則を遵守して行われているか、その他内部統制が有効に機能しているかを検証するため、内部監査を定期的（年 2 回）に実施しており、監査結果を取締役に報告しております。

(2) 苦情等について

当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は、以下の通りです。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-8-1 KDDI 大手町ビル 18 階

電 話：03-3517-8870（業務管理グループ）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、特定 非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC = Financial Instruments Mediation Assistance Center（以下、「FINMAC」という））を通じて解決を図ることとしています。FINMACは、当社との間で第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結し、当社が加入している、一般社団法人日本投資顧問業協会から投資運用業及び投資助言・代理業に関する苦情の解決、一般社団法人第二種金融商品取引業協会から第二種金融商品取引業に関する苦情の解決についての業務を委託しており、お客様からの苦情を受け付けています。FINMACをご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

金融 ADR 制度及びあっせんのご案内

金融 ADR（Alternative Dispute Resolution）制度とは、①金融機関と利用者とのトラブル（紛争）を、②業界ごとに設立された金融 ADR 期間において、③中立・公正な専門家（弁護士などの紛争解決委員）が和解案を提示するなどして、④裁判以外の方法で解決を図る制度です。

あっせんは、金融機関とその顧客との間のトラブル（紛争）について、公正中立な弁護士（あっせん委員）が、双方から事情をお聴きしたうえで、話し合いにより、双方が納得のいく解決を目指す方法です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

住 所： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

電 話： 0120-64-5005 (フリーダイヤル) (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間： 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分

(ただし、振替休日を含む祝日及び年末年始(12/31～1/3)を除く。)

FINMAC が行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

FINMAC が行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

2. 分別管理の状況

(1) 顧客分別金信託の状況

(単位：百万円)

項 目	2017年12月31日 現在の金額	2018年12月31日 現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	0	0
顧客分別金信託額	1	1
期末日現在の顧客分別金必要額	0	0

(2) 有価証券の分別管理の状況

① 保護預り等有価証券

該当事項なし。

② 受入保証金代用有価証券

該当事項なし。

(3) 金融商品取引法第 43 条の 3 の規定に基づく区分管理の状況

該当事項なし。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

該当事項なし。

以 上